

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-21022
令和3年6月29日
原子燃料工業株式会社
熊取事業所

熊取事業所第5次設工認（1回目補正） コメント対応整理表（R3/6/29）


○6月17日コメント

第5次設工認（第1回補正）に係る事実確認事項（個別事項）

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
0617-1	<p>[気体廃棄設備 No1]</p> <p>○p908 仕様表 [6.1-F1] 図ト-2 P設-1-1 (1) 他</p> <p>・ダクト、フィルタユニット、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー、防火ダンパー、排風機等の各構成設備・機器の耐震重要度分類及びその範囲の設定方針について設備系統図等を用いて説明すること。説明に当たっては、仕様表、付属書類3-1、3-2等に記載の耐震重要度分類の考え方、基本方針、各構成機器に要求される機能等との関係がわかるよう説明すること。</p> <p>（系統図等で設備機器を例示する場合は管理番号を付記のこと）。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-2	<p>○p908 仕様表 (6048) 差圧計のアンカーボルトは必要（最小）本数も記載すること。</p> <p>（水平展開：耐震性の説明で、ボルト仕様のみ記載のケースは内容確認のこと）</p>	<p>拝承。</p> <p>係る記載は、付属書類3-1 地震による損傷の防止（設備・機器の耐震性）に関する基本方針書 p2936 において、耐震評価上問題ないことが明らかなものとして耐震計算結果を省略しているものであり、\square以上のアンカーボルト又は\square以上の固定ボルト\square本で十分な耐荷重を確保できるものであることから、これら設備に対しては、最小本数として\square以上」を追記する。</p>	—
0617-3	<p>[成型施設]</p> <p>○粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機 (p82 仕様表、p328 図ハ-2 P設-2-2)</p> <p>粉末缶移載機ロボットとスペーサとの接続部（ボルト）はロボット支持脚取付けボルトの評価に包絡されるのか、接続部の仕様を含め説明のこと。また、仕様表 (p82) 記載の平面寸法が支持脚の寸法であることから、高さについても支持脚を含めた寸法とすること。</p>	<p>粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機のロボットはスペーサに\squareで取付けており、当該取付ボルトの検定比は\squareである。</p> <p>また、スペーサとロボット支持脚は\squareで取付けており、当該ボルトの検定比は\squareである。これらは、ロボット支持脚の据付ボルト検定比\squareに包絡される。</p> <p>また、仕様表についてはロボットと支持脚を含めた寸法を記載し、図面についてはロボットとスペーサの取付ボルト仕様を追記する。</p>	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
0617-4	<p>○粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機 (p85 仕様表、p329 図ハ-2 P 設-3-1 (1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様表 p85_型式に記載の「傾動式」とはどの部分がどのように傾動するのか、又構成機器にあるフットペダル式開閉操作機構はどこ設置されているのか。 ・粉末投入機本体を図面上で明確に示すこと。(形状、粉末混合機との接続状況等不明) ・仕様表 p86 (閉じ込め) _ (10.1-F2) 囲い式フードはパッキンを介した密閉構造とあるが、(10.1-F6) ではフードの開口部の面速を維持するとある。囲い式フードの閉じ込め構造 (開口部の有無、位置等) について説明すること。(水平展開：焙焼炉等他のフードについても、閉じ込め構造が不明なものもあるので確認のこと) 	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-5	<p>○粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト (p97 仕様表、p345 図ハ-2 P 設-5-1 (6))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様表_フード (B) 部の記載寸法について確認のこと。 ・図面 (p345) _フード (B) 部の範囲が不明確、粉末投入機の矢印はどこを示すのか、フード部の密閉構造が明確に把握できない、他の詳細図との位置、構造等がわかるよう記載を検討のこと。 	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-6	<p>○プレス No. 2-1 (p104 仕様表、p348 図ハ-2 P 設-7-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様表 (地震) _プレスの固定にあたり、“アンカーボルトのナットを撤去しアンカーボルトに引抜力を生じない設計とする”とあるが、アンカー部の強度設計の考え方について説明のこと。 ・図面 (p348) _追加防護板の拡大図、矢視図等においてパネル、開口面の区別が不明、アンカーボルト据付位置も明記のこと。 	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-7	<p>○焙焼炉 No. 2-1 (p2937 基本方針書、p349 図ハ-2 P 設-8、p361, 362 図ハ-2 P 設-9-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震計算結果 (p2937) から、焙焼炉、研磨屑乾燥機、粉末取扱機を一体構造として評価しているが、各設備間の接続条件を示し、モデル化の妥当性、計算結果の保守性について説明のこと。 ・図 p361, 362 焙焼炉本体の形状、位置 (p361(1/2))、固定方法等が不明。又、パネル、開口面の区分、※2 囲い式フードの設置範囲、ポリカ、金属面の変更箇所等が図面上判断できない。確認の上、必要な見直しを行うこと。 	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
0617-8	<p>○焙焼炉 No. 2-1 破碎装置 仕様表 (p112) 地震_緊急設備防護板据付ボルトは必要 (最小) 本数を記載すること。</p> <p>仕様表 (p114) 材料一覧のアンカーボルト (下部) が「*」以上の強度を有する材料」とあるが耐震補強の項目では「」となっている。材料仕様について確認のこと。(* は既設を指す?)</p>	<p>拝承。かかる記載は、付属書類 3-1 地震による損傷の防止 (設備・機器の耐震性) に関する基本方針書 p2396 において、耐震評価上問題ないことが明らかなものとして耐震計算結果を省略しているものであり、「」以上のアンカーボルト又は「」以上の固定ボルト 1 本で十分な耐荷重を確保できるものであることから、これら設備に対しては、最小本数として「」以上」を追記する。</p> <p>表ハ-2 P 設-8-2 (別表 1) 材料一覧記載のアンカーボルト (下部) は、既設、追加、変更するアンカーボルトをまとめて記載しているため「*」を付している。別表 2 では追加、変更するアンカーボルトのみを記載しているため「*」を付していない。</p>	—
0617-9	<p>○焙焼炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 (p2938 基本方針書、p364 図ハ-2 P 設-1 1) 移載部、抜取部のロボット等据付ボルトの耐震強度は部材部の計算結果に包絡されるのか。計算結果について説明のこと。</p>	<p>{2059} 圧粉ペレット抜取部及び {2060} 圧粉ペレット移載部は、{2058} 圧粉ペレット搬送部の架台にそれぞれ据付ボルト「」及び据付ボルト「」で据え付けられているロボットである。 当該据付ボルトの検定比は、「」(圧粉ペレット抜取部) 及び「」(圧粉ペレット移載部) であり、{2059} 圧粉ペレット抜取部及び {2060} 圧粉ペレット移載部が据え付けられている架台 (圧粉ペレット搬送部) の部材の検定比「」に包絡される。</p>	—
0617-10	<p>(臨界) ・ p269 で有軌道搬送装置、連続焼結炉、焼結ボート置台を一つの単一ユニット (2-2(40)) としているが、p266 の図の単一ユニット (2-2(40)) の範囲には連続焼結炉しか含まれていないように見える。考え方を説明すること。</p>	<p>単一ユニットの範囲は既認可に基づいており、当該設備の単一ユニットの範囲も既認可と同様である。2-2(40) は p269 に示したとおり、連続焼結炉、有軌道搬送装置及び焼結ボート置台を含んでいるため、p266 の 2-2(40) の単一ユニットの範囲を以上の設備を含んだ範囲に適正化する。</p>	—
0617-11	<p>・ p266 の図の単一ユニットの範囲は、設備機器そのものの寸法ではなく、ウランが存在する部分 (連続焼結炉なら、焼結ボートが移動する範囲) を示しているのか。</p>	<p>単一ユニットの範囲は、ウランが存在する部分を包含するよう設定しているため、設備・機器そのものの寸法とは異なっている。</p>	—
0617-12	<p>・ p267~269 で単一ユニットを 2-2(1)~2-2(49) まで設定しているが、ユニットの寸法図が 2-2(25) 以降しかないのは何故か。</p>	<p>第 2-2 領域における複数ユニット評価は後半申請の対象となる設備も含めて行うため、p267~269 には複数ユニット評価で考慮した全ての単一ユニットを示しているが、p272 以降のユニットの寸法図には第 5 次申請で認可を受けようとする設備の単一ユニット 2-2(25)~2-2(49) を示すため、後半申請の設備の単一ユニット 2-2(1)~2-2(24) は記載していない。</p>	—


番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
0617-13	<p>・ p2452 で、「既認可及び加工事業変更許可申請書に記載した基本方針からの変更はない。」と記載がある一方で、一部の設備・機器について、「臨界安全評価は加工事業変更許可申請書において既認可から見直しを行っている」と記載しており、記載内容が整合していないが、実態を説明すること。</p>	<p>単一ユニットの臨界安全評価について、事業許可に記載した基本方針からの変更はない。一部の設備を旧規制の既認可から変更したことについても事業許可のとおりである。核的制限値の変更を粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト、粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機で行っており、使用する臨界計算コードの変更を粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器、供給瓶 No. 2-1 供給瓶、スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1、スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 で行っている。これら事業許可で示した単一ユニット評価に係る変更は、今回の第 5 次申請で示した複数ユニット評価に用いる寸法や設備の配置に影響を与えないため、当該複数ユニット評価に既認可からの変更はない。</p> <p>以上の内容が読み取れるよう、申請書の記載を追加する。</p>	—
0617-14	<p>・ p2452 で、一部の設備・機器について、「臨界安全評価は加工事業変更許可申請書において既認可から見直しを行っている」と記載しているが、具体的な変更内容が p2453～の表から読み取れない。</p>	<p>既認可から変更を行った設備について、変更内容を当該表に記載する。</p>	—
0617-15	<p>・ p2463 「制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する」と記載がある一方で、「なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。」とある。制限の方法が変われば、核的制限値も変わるのではないか。また、この変更は、複数ユニットの評価に影響しないのか。</p>	<p>なお以降の記載のうち、「これに伴う」とは「臨界計算コードの変更に伴う」という主旨である。</p> <p>臨界計算コードを用いた計算モデルを変更することなく臨界計算コードのみを変更したことで、計算結果への影響は小さく、その結果、核的制限値及びユニットの寸法は変更していない。このため、複数ユニット評価には影響しない。</p>	—
0617-16	<p>・ 複数ユニットの評価において、後半申請予定の設備・機器を含めた評価が、前半申請の設備・機器のみでの評価を包含すること、開口部の取扱いで、開口部が単一ユニットの臨界安全評価に包含することについて説明すること。</p>	<p>複数ユニットの評価において立体角法を用いているが、前半申請の設備・機器のみで評価を行う場合に対して、後半申請予定の設備・機器を含めた評価は、対象設備を含む当該の単一ユニットの総立体角を増加させる方向となるため、後半申請予定の設備・機器を含めた評価は前半申請の設備・機器のみでの評価を包含するものとなる。</p> <p>開口部が単一ユニットの臨界安全評価に包含されることについては、p2857 で説明しているとおり、複数ユニット評価に臨界計算を用いている領域から開口部を見た際に開口部が計算モデルの保守性に包含されることを示している。</p>	—
0617-17	<p>・ p2875 枝管の取り扱いの評価に用いている主容器の直径とは、具体的に各設備・機器のどの部分を示しているのか。評価に用いた入力値（直径、本数）は本文にも記載すること。</p>	<p>配管の主容器の直径については本文中添付図において(○以上)として示しており、燃料棒運搬台車の主容器の直径については燃料集合体の寸法から  cm としている。枝管の取扱いとする設備・機器の枝管の直径については、センタレス研削装置 No. 2-1 配管は p218、燃料棒運搬台車 No. 1 は p678 に示しているが、配管の本数等、評価で用いている値は本文中で明示することとする。</p>	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
0617-18	<p>(外部衝撃)</p> <p>・p148 連続焼結炉の仕様表。屋外に設置する緊急設備緊急遮断弁の外部衝撃の設計として、凍結と電磁的障害しか記載されていない。他の事象（竜巻、降下火砕物、積雪等）で緊急設備緊急遮断弁が破損しないのか、破損しても安全機能に影響はないのか、整理して説明すること。なお、事業許可で外部衝撃に対し、核燃料物質及び核燃料物質により汚染された物を取り扱う設備・機器の安全機能を損なわないよう設計するとしていることに対し、当該設備・機器は連続焼結炉の構成機器であることから、連続焼結炉に対する安全機能への影響も含めて説明すること。</p> <p>また、整理した結果を p2140～2141 許可申請書の第 9 条の該当箇所にも適切に反映すること。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-19	<p>(閉じ込め)</p> <p>・p376 の図で連続焼結炉のフードを局所排気系統に記載されているが、p149 の仕様表に局所排気系統の記載は無い。連続焼結炉の局所排気系統への接続は、安全機能に基づくものではないのか。</p>	連続焼結炉は閉じ込めの機能として囲い式フードの設置や局所排気への接続を必要とする設備ではないが、技術基準第 11 条第 7 項第 2 号の要求事項「焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること」を受けて、燃焼ガスの排気のため、設備上部に配置するフードに局所排気系統が接続されている。	—
0617-20	<p>・p376、1204 連続焼結炉を設置する室には、2 系統の局所排気系統が設置されているが、連続焼結炉は、どちらに接続するのか。各局所排気系統に接続される設備機器を明確化すること</p>	p1204 気体廃棄設備 No. 1 の全体系統図において、連続焼結炉 No. 2-1 が設置される第 2-2 ペレット室の局所排気系統は系統Ⅷであり、連続焼結炉上部に接続する局所排気はフィルタユニット（設備排気用）を接続していない方の系統である。連続焼結炉 No. 2-1 を設置する第 2-2 ペレット室の局所排気系統（系統Ⅷ）のダクト系統は p1292 図ト-2 P 設-2-4-1（3）に記載している。また、当該局所排気系統（系統Ⅷ）に接続されている設備・機器については、p1300 図ト-2 P 設-2-4-1（6）に一覧表を記載している。本一覧表において、連続焼結炉 No. 2-1 は、前述のとおり室内の{6019}フィルタユニット（設備排気用）に接続されていない系統であることを示している。	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
0617-21	<p>(火災)</p> <p>・連続焼結炉の失火検知機構が作動し、プロパンガスの供給が止まっても、アンモニア分解ガス・水素の供給が止まらなければ、炉内から室内にアンモニア分解ガス・水素が漏洩するのではないか。その場合でも、連続焼結炉を安全に停止できるのか。また、技術基準規則第11条第7項第3号では「焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。」と規定しているが、アンモニア分解ガス・水素も可燃性ガスに該当することを踏まえて説明すること。</p>	<p>連続焼結炉において、焼結時の還元雰囲気ガスとしてアンモニア分解ガス（水素・窒素混合ガス）を用いている。</p> <p>火災・爆発の安全対策として、技術基準第11条第7項第1号を踏まえて「自動窒素ガス切替機構」を設置し内部を正圧に保持し、第2号を踏まえて換気装置である局所排気設備による排気、及びプロパンによるパイロットバーナーを設置して燃焼させて排出することにより、可燃性ガスの滞留を防止している。</p> <p>第3号に対しては、当該設備の過熱機構は、炉内においてアンモニア分解ガスの燃焼によるものではなく、アンモニア分解ガスは雰囲気ガスとして用いているだけでありヒーターによるものであることから、該当しない。（第3号は、炉内での可燃性ガス滞留による異常燃焼を防止するための技術要求であり、当事業所の場合、焼却炉が該当する。）</p> <p>当事業所においては、焼結設備等の炉外での滞留防止は、上記第11条第7項第2号に加え、第5項を踏まえたガス漏えい検知（緊急遮断弁閉止の連動）によって監視している。</p> <p>なお、炉内から排出される高温のアンモニア分解ガスは自然するため、失火することはない。</p> <p>つまり、連続焼結炉の失火検知機構は、パイロットバーナーに用いているプロパンガスの漏えい、滞留防止のために設置している。</p>	—
0617-22	<p>・p153。失火検知機構は排気口のパイロットバーナーに設置するだけで、出入口扉のフレームカーテンには設置する必要は無いのか。フレームカーテンが失火しても、空気が混入しないのか。</p>	<p>フレームカーテンは出入り口の扉が開放される際にパイロットバーナーにより着火されることにより生成されるものであり、排気口と同様にパイロットバーナー及び失火検知機構を設置し、パイロットバーナーの炎を監視している。</p>	—
0617-23	<p>・連続焼結炉の冷却水の系統には、排熱する機器（熱交換器等）が設置されているのか。冷却水の圧力上昇により、冷却水の系統が破損するおそれはないか。（連続焼結炉の過加熱防止機構で防止できるか）。</p>	<p>連続焼結炉の冷却水の系統には屋外に熱交換器（クーリングタワー）が設置されており、循環することによって炉体の冷却を行っている。冷却水は$\square\square\square\square\square\square$程度で循環し、温度上昇に伴う体積膨張は、循環冷却水系統を構成している屋外水槽（一部開放）により吸収しているため、冷却水圧力が上昇し配管等の系統が破損するおそれはない。</p>	—
0617-24	<p>・p145 仕様表では可燃性ガス漏えい検知器は、連続焼結炉の構成機器としているが、配置図は、p1978でその他の加工施設の図として記載されている。構成機器、図番号の整理の考え方について説明すること。</p>	<p>加工事業変更許可申請書の安全機能を有する施設の中で、可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）は第2加工棟に設置し、設置場所は、当該ガスを使用する設備及び屋内供給配管経路と記載している。屋内供給配管経路を含むため、特定の設備に付属せず「リ、その他の加工施設」で可燃性ガス漏えい検知器はその他の加工施設として整理しており、関係する本体設備として連続焼結炉に記載をしている。</p>	—

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
0617-25	・ p152、154 仕様表 [14. 3-F1] 圧力逃がし機構、[18. 2-F1] 地震発生時可燃性ガス遮断インターロックは、火災等による損傷の防止の機能にも該当するのではないか。	圧力逃がし機構は炉の爆発に伴う内部飛来物の発生防止として整理し、技術基準第 14 条第 3 項に該当するものとして整理している。ご指摘のとおり、爆発発生後の影響緩和の機能として技術基準第 11 条（火災等による損傷の防止）に関連する機能としても捉えることができることから、当該条文での記載についても検討する。 地震発生時可燃性ガス遮断インターロックの機器は仕様表 p150 の設計番号[11. 5-F1]のうち、「○緊急遮断弁及び感震計」の項で記載している。ご指摘の背景として用語の不統一により[18. 2-F1]との関連付けが不明確となっていることから記載を適正化する。	—
0617-26	・ p382 緊急設備緊急遮断弁 2 個について、A 弁、B 弁の区別を明記すること。	拝承。次回補正において図面に A 弁、B 弁の区別がつくように追記する。	—
0617-27	・ p391～393 のアンモニア分解ガス装置弁と緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）は別の弁か。アンモニア分解ガス装置弁の位置が系統図で確認できない。	ご指摘のとおり別の弁である。 アンモニア分解ガス装置弁の記載はガス系統を示す図ハ-2 P 設-1 3-1-1(1) の{2064-2}電磁弁（停電時：閉）として記載されているが、名称の記載がないため対応がとれるよう適切に修正する。	—
0617-28	・ p398, 393 水素ガス漏えい時、地震時のインターロックで、アンモニア分解ガスの供給が停止されるが、同時に窒素ガスを供給しなければ、炉内を正圧が保てず空気が混入するのではないか。その場合でも、連続焼結炉を安全に停止できるのか。	事象発生時のインターロックの作動は、図ハ-2 P 設-1 3-1-2(2) に示したとおり、水素ガス漏えいを検知するとアンモニア分解ガスの緊急遮断弁が閉となることで完了するが、緊急遮断弁が閉止しアンモニア分解ガスの供給が停止すると、後段事象として図ハ-2 P 設-1 3-1-2(1) に示す自動窒素ガス切替機構のインターロックの作動に移行し、接点付圧力計（アンモニア分解ガス）がアンモニア分解ガスの圧力低下を検知し、窒素ガス導入弁を開放して炉内の正圧を維持し空気の混入を防止する。また連動するヒータ電源用配線用遮断弁器によりヒータ電源を遮断するため連続焼結炉を安全に停止することができる。 図ハ-2 P 設-1 3-1-2 に記載した信号系統図は、当該事象で作動する機構を示してしており、作動後の後段事象は記載しない整理としている。	—
0617-29	・ p3095 圧力逃がし機構が作動する圧力が記載されていないので、基本方針書、仕様表ともに記載すること。圧力逃がし機構は、通常運転時の炉内の正圧では開かず、想定爆発圧力よりも低い圧力で開く設計か。	圧力逃がし機構の作動圧力を仕様書図面に追記する（コメント 0603-5 にて対応）。圧力逃がし機構は各設備の通常の運転時圧力  では作動せず、想定爆発圧力  よりも安全側の低い圧力  で作動する設計である。	—
0617-30	・ p3109 爆風圧による影響の評価で、焼結ボートが扉から離れた位置にあると想定しているが、連続焼結炉から焼結ボートを出し入れする瞬間に爆発することはないのか。	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
0617-31	・各種インターロックの名称を統一し、検出端・制御盤・作動端の位置、and 条件・or 条件を明確化すること。また、設定値は本文にも記載すること。 連続焼結炉を例として不明確な点を以下に示す。	ご指摘いただいた個別の例 (0617-32～0617-36) については、下記のとおり対応する。ご指摘以外の箇所についても全般的に確認し、適切に修正する。	—
0617-32	[連続焼結炉] ・事業許可で独立 2 系統の多重化を約束したインターロックについて、検出端・制御盤・作動端を明確にし、インターロック信号系統図等で独立 2 系統の多重化をしていることを明確にすること。	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-33	[連続焼結炉] ・p376 の熱電対 5 個は、p386 の過加熱防止機構（検知部）を示しているのか。過加熱防止機構には、検出端（熱電対）が 5 個、作動端（配線用遮断機）が 2 個あるが、p396 のインターロック図では、and 条件/or 条件が不明確。検出端が 1 つでも設定温度を超えると、作動端が 2 個とも作動するのか。	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-34	[連続焼結炉] ・p389 の配線用遮断器は、p150 仕様表のヒータ電源用配線用遮断器を示しているのか。配線用遮断器の設置位置が図面から読み取れない。p150 仕様表で配線用遮断器は 2 基（1, 2 ゾーン用、3, 4, 5 ゾーン用）あるとしているが、p389 の図の筐体内に 2 基設置されているのか。	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-35	[連続焼結炉] ・p150 仕様表で、爆発防止インターロックは 2 系統設置するとしているが、p388 の制御盤の筐体内 2 系統設置されているのか。	p150 に記載しているインターロックの制御盤は、可燃性ガス漏えい検知器や感震計を検知部として緊急遮断弁を制御している。可燃性ガス漏えい検知器と感震計と同じく「リ、その他の加工施設」で整理しており、図リー他－8（1）に緊急遮断弁制御盤を独立した 2 系統として 2 箇所を示している。（制御盤の配置については、コメント 0603-12 にて対応）	—
0617-36	[連続焼結炉] ・p390 のトランス盤は、どのインターロックに関係するのか。また設置場所が図面から読み取れない。	トランス盤はヒータに電源を供給する配電盤であり、インターロック機構には関係しない。アクセスルートに面した高圧電源を使用する盤であるため、耐震重要度分類第 1 類の固定を行う盤として構造図を記載している。 当該の盤は被水対策のための防水カバーを設置するため、設置場所に関しては p398 図ハ－2 P 設－1 3－1－3 に防水カバーの構造と共に記載しているが、本図において設置場所が分かるよう記載を追加する。	—
0617-37	(溢水) ・p152 連続焼結炉の仕様表に導通部、漏電遮断器の設置高さ、防水カバーの設置について記載されているが、図面で確認できない。	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
0617-38	<p>・ p3167 「(減速条件を管理する設備・機器に対する記載)・粉末状のウランを取り扱う設備・機器は、設備・機器が水没状態であっても臨界に達するおそれのない設計とする。」と記載されているが、これは、粉末ウランが設備・機器内で密封されており、設備・機器が水没しても、中の粉末ウランの減速条件が制限値を逸脱することはない、という意味か。</p>	<p>粉末ウランの取扱いは水密構造の保管容器F型に収納して取り扱うことが基本であるため、そのような機器についてはご指摘のとおりの意味である。また、水密構造の粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機や供給瓶 No. 2-1 供給瓶でも同じであるが、当該供給瓶の構造のうち、粉末取出配管部は粉末を後段のプレス No. 2-1 に引き込むため減速条件を課しておらず、事業許可での単一ユニットの評価においてもこのことを考慮しており当該部位に減速条件の制限はない。制限がないということが逸脱することはないという意味であれば、ご指摘のとおりである。同様に、粉末取出し配管から粉末ウランを引き込まれるプレス No. 2-1 や、分析設備、燃料開発設備等の粉末ウランを取り扱う質量制限の設備は、粉末ウランを取り扱う減速条件のない設備である。</p>	—
0617-39	<p>(安全機能)</p> <p>・ 許可 p123 の連続焼結炉の設計基準事故の評価では、「ウラン量は最大取扱量である 626 kg-U」として評価しているが、設工認申請書 p146 仕様表では「最大取扱量：酸化ウラン  と記載しており、値が異なる。設工認での最大取扱量が、許可での値と比べて保守的になっていること説明すること。</p>	<p>記載事項を整理し次回以降に回答する。</p>	—
0617-40	<p>(警報)</p> <p>・ p145, 154 仕様表。地震発生時可燃性ガス遮断インターロックの感震計が、機器名欄に記載されていない。連続焼結炉の構成機器ではないのか。</p>	<p>感震計は所内で共用している機器であり、連続焼結炉の他に {6138} 焼却設備 焼却炉、{8025} 燃料開発設備 加熱炉、{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉でも使用しているため、連続焼結炉の構成機器ではなく p1820 表リ一他一4 緊急設備 感震計として仕様表を作成し、単独設備として整理している</p>	—
0617-41	<p>(その他)</p> <p>・ p2220~2221 {8039} 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8041} 緊急遮断弁(プロパンガス)の許可申請書の第9条の該当箇所として、9-19(極低温)は該当するのではないか。p148 連続焼結炉の仕様表には、{8039} 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8041} 緊急遮断弁(プロパンガス)の極低温についての記載がある。</p>	<p>拝承。ご指摘いただいた以外の箇所についても全般的に確認し適切に修正する。</p>	—
0617-42	<p>・ p2221 {8042-2} 感震計の許可申請書の第5条の該当箇所として、5-10(可燃性ガス漏えい検知)が記載されているが、5-11(地震加速度検知)ではないか。</p>	<p>拝承。ご指摘いただいた以外の箇所についても全般的に確認し適切に修正する。</p>	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
0617-43	<p>【資料H-21021の「0603-3」の回答①について】</p> <p>・今回の申請対象機器について、許可における安全機能を有する施設でない「流し」等が申請対象に含まれているが、そもそも、どの様な考え方でこれら施設を抽出したのか、許可に記載のある施設の抽出に係る全体的な考え方を改めて説明すること。</p>	<p>加工事業変更許可申請書では、安全機能を有する施設として抽出した設備・機器のほか、加工事業変更許可申請書のⅡ. 加工の方法、添付書類五及び添付書類七において、安全設計の一部又は事故に対処するために必要な施設として設けることとした設備・機器についても、Ⅰ. 加工施設の位置、構造及び設備の項に、施設区分ごとに主要な設備として抽出し、記載している。</p> <p>設工認申請においては、これらの設備・機器の位置、構造・強度、機能・性能についても認可を得ようとするものであるとの考えから、申請対象としている。</p> <p>「安全機能を有する施設の表」に登場する施設及び「加工施設の位置、構造及び設備の表」に登場する施設は、第5次申請の添1表2-1に全て抽出している。当該表の構成として、加工事業変更許可申請書の本文に登場する順番（ページの若い順番）に施設を並べており、まず、「安全機能を有する施設の表」の施設が先に来て、次に「加工施設の位置、構造及び設備の表」の施設が続く。施設によっては、上記表の両方に記載をもつものもあれば、安全機能を有する施設の表にはなく加工施設の位置、構造及び設備の表にのみ記載を持つものもある。</p> <p>また、施設に管理番号を付与するに当たっては、施設区分ごとに1（建物）、2（成型）、3（被覆）、…、7（放射線管理）8（その他）としている。</p> <p>申請書の作り込み（構成）を把握するためには、記載のルールが明確となっていることが重要であり、それを申請書で明確にすることが必須である。補正では表の構成を見直すだけでなく、記載のルールを明記することとする。</p>	—
0617-44	<p>・p730 第2-2燃料集合体保管区域、p732 第2-3燃料集合体保管区域、p734 第2-1燃料集合体保管区域の備考（許可で求める事項）等において、許可のp67に記載のある「輸送容器の個数」及び「燃料集合体の個数」に係る貯蔵制限の記載がどこにあるのか説明すること。</p>	<p>各燃料集合体保管区域の輸送容器の個数は、各仕様表の一般仕様のその他の仕様の欄及び図面（図へ-2P設-9-1）に記載している。燃料集合体保管区域に貯蔵するときの直接的な制限は輸送容器の個数であるため、燃料集合体の個数については明記していないが、許可に記載があることを踏まえ、補正にて集合体の個数を仕様表に追記する。</p>	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
0617-45	<p>・許可で安全機能を有する施設のうち、「{5006}粉末輸送容器、{5007}ペレット輸送容器、{5008}集合体輸送容器」の3つの輸送容器について、許可における位置づけを確認した上で、設工認においてどの様に整理して申請しているのか説明すること。</p> <p>【位置づけ：「Ⅰ加工施設の位置、構造及び設備」、「Ⅱ加工の方法」等における記載】</p>	<p>輸送容器の許可における位置づけは、安全機能を有する施設 (p37) であり、輸送容器の安全機能としての臨界防止及び閉じ込めの機能を有している。また、核燃料物質を原子炉等規制法第 59 条第 3 項の規定に基づき承認を受けた輸送容器であり、又は「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の技術基準に適合する輸送容器にて貯蔵することとしている (p65)。</p> <p>輸送容器の設工認における取扱いとして、輸送容器は安全機能を有する施設であるため、管理番号を付与して管理することとする。ただし、輸送容器は上記に示すとおり加工規則とは別法体系のもとで承認を受けたものであることから、設工認申請対象外とすることを補正にて明確にする。</p>	—



番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
0617-46	<p>【0603-2 第5次設工認審査会合指摘事項の対応状況（H-21019）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5次設工認申請書の設計仕様を追記、補足補正する場合、第1次～第4次設工認申請で認可を受けた設計及び工事の計画に与える影響について説明すること。 ・第1次～第4次設工認で認可を受けた設計及び工事の計画を第5次設工認申請で修正する場合、加工事業規則第3条の3（変更の認可の申請）、第3条の4（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）による手続きを行わなくて良い理由を説明すること。 	<p>第5次申請では、既認可（第1次申請～第4次申請）の仕様表に設計仕様を追記、補足補正して、確定仕様表の記載内容（フィニッシュイメージ）とする場合がある。この場合、既認可の段階で技術基準に適合した設計仕様になっており、その内容で工事及び検査を実施して適合性確認を受けている。したがって、追記、補足補正する内容は既認可の設計仕様の内容に影響を与えるようなものであってはならず、追記、補足補正する場合にはその内容が既認可に影響を与えない範囲であることをきちんと評価した上で行うこととする。一例として、第1加工棟の仕様表に「{8063}緊急設備大型外扉」を追記する。既認可（第3次申請）では、当該大型外扉は第1加工棟建物本体の一部として含めており、その状態で工事及び検査を行っている。したがって、当該施設に管理番号を付与して明確化するためのものである当該追記は、既認可の設計仕様に影響を与えるものではないと評価できる。また、第1加工棟の仕様表に自動火災報知設備の一部である発信機の設計仕様を追記する。既認可では、発信機がない状態の設計仕様及び図面で認可されている。これら設計仕様及び図面と干渉することなく発信機の設計仕様を追記するため、既認可に与える影響はないと評価できる。このように事例ごとに評価を行い追記できるかどうかを決定する。</p> <p>また、既認可（第1次申請～第4次申請）の仕様表の設計仕様を修正する場合は、認可を受けたものに変更を加えることに該当するため、変更内容によって加工規則第3条の3又は第3条の4の手続きを行う必要がある。したがって、設計仕様の内容に誤りはないが表現が拙いので記載を修正するといった事例であれば、無理に記載を見直すことはせず既認可のままとしておく方針とする。明らかに誤りの記載である場合には、誤りの内容がどの程度であるかということをもっと明らかにした上で、第3条の3又は第3条の4のいずれかの手続きを行うことにより記載を適切なものとし、仕様表の内容を確定させる。一例として、第1加工棟の仕様表のフィニッシュイメージを想定したところ、既認可の記載を修正する事例は認められなかった。今後、水平展開し既認可の仕様表に修正する事例が認められた場合は、それを事業者自ら明らかにし、内容に応じて個別に手続きを検討する。</p>	—

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
0617-47	<p>【0603-3 第5次設工認審査会合指摘事項の対応状況（H-21019）について】</p> <p>①について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設工認申請すべき施設（100%）は許可のどこに記載されているのか。 ・第1次～第5次で設工認申請した施設は許可に対し、100%申請していることを、どのように管理し、確認したのか説明すること。 	<p>添1表2-1～添1表2-3に加工事業変更許可書に記載した施設（安全機能を有する施設一覧（許可 p27～47）、加工施設本体の構造及び設備（許可 p48～64）、核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備（許可 p65～80）、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備（許可 p81～86）、放射線管理施設の構造及び設備（許可 p87、88）、その他加工設備の附属施設の構造及び設備（許可 p89～91）に示した施設名称と、設工認における施設名称及び設工認への対応状況をまとめた表を作成し、前半申請施設について、第1次～第5次の設工認申請で漏れなく申請対象としていることを確認した。</p>	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・構築物と設備・機器の取り合い部の申請状況確認について、どの様なもの想定し、設計の取り合いをどの様に整理し、申請書では何を確認したのか説明すること。 	<p>建物・構築物と設備・機器の取り合い部の申請状況確認については、建物・構築物の一部を、設備・機器として使用するもの（建物の一部を堰として扱う、地下ピットを水槽として扱う等）を想定し、認可を受ける位置、構造、強度、機能・性能を漏れなく申請書本文に記載しているかどうかを確認する。</p>	—
0617-48	<p>【0603-3 第5次設工認審査会合指摘事項の対応状況（H-21019）について】</p> <p>②設工認対象施設について、本文（仕様表及び図面等）に記載した設計仕様が、許可の基本方針に従ったものであること、技術基準に適合した設計であることについて、申請対象施設の設計が、許可の基本方針に従ったものであることを、何と何を照合し、確認したのか説明すること。</p>	<p>加工事業変更許可申請書から設計要求事項を抽出し添1別表1にまとめ、許可の記載番号と設工認への対応状況を整理した。また、申請対象の各施設への展開を添1表1にまとめて確認した。また、加工施設技術基準への適合については、添2表1-1、添2表1-2に縦軸に安全機能を有する施設名をとり、横軸に加工施設技術基準の条番号と設計番号をとり、当該基準、設計番号への該否を星取り表の形でまとめて確認した。</p>	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・添1別表1で示した基本的設計方針を添1表1に整理することで、展開漏れがないことを確認できる根拠を、整理の課程を含めて説明すること。 	<p>添1表1の作成に当たっては、対象となる施設と添1別表1に抽出した全ての記載番号について、適用可否を確認して作成しており、展開の漏れはない。</p>	—
0617-49	<p>【0603-3 第5次設工認審査会合指摘事項の対応状況（H-21019）について】</p> <p>③先行申請し認可を受けた施設と本申請施設との間で、設計上の不整合がないことについて、どのような観点で、何と何を照合し、どのように確認したのか説明すること。</p>	<p>第1次～第4次申請で、一部の条項の適合性を確認し、後の申請に残りの条項の適合性の確認を先送りした施設に対して、適合性の説明を追加する段階で追表（追第〇次を付して説明）を作成し、適合性の確認を受ける事項に下線を引いている。また、後の申請に残りの条項の適合性の確認を先送りした施設について、添2表参1-1により刈取状況を管理し、仕様表の最終形を作成して、全ての条項に対して認可を受ける位置、構造、強度、機能・性能を記載しており、設計の不整合がないことを確認した。</p>	—
0617-50	<p>【0603-3 第5次設工認審査会合指摘事項の対応状況（H-21019）について】</p> <p>○全体に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～③で示した確認項目・確認方法について、具体的に確認した内容について説明資料として整理し、面談で説明すること。 ・3種類のレビューで確認した内容について、実効性のあるレビューが実施されていることを、記録等に基づき確認した具体的な内容を面談で説明すること。 	<p>記載事項を整理し次回以降に回答する。</p>	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
0617-51	<p>【臨界防止について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p2857 複数ユニットの臨界安全設計における開口部の取扱いの説明で、開口部を①から④のいずれかで取り扱っていると説明があるが、開口部と設備配置図を重ねた図等での説明がなければ確認できない。原燃工がどのように確認したのか記録に基づく説明資料により面談で説明すること。 	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-52	<p>【臨界防止について】</p> <p>p2870 運搬台車によるウランの移動中の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2. 評価方法1段落で記載されている第2-2領域で利用する運搬台車の名称と、2段落目以降で略している設備・機器名が適切に対応していない。運搬台車の名称を略するのであれば、当該説明書で読みとれる記載とすること。（仕様表等とセットで確認しないと読み取れない。） ・同時に使用できる台数2台とし、粉末を積載している台車同士、ペレットを積載している台車同士を同時使用するとして評価しているが、粉末とペレットを積載している台車を同時に使用することはないのか。 ・(2087) 焙焼炉 No2-1 運搬台車は粉末缶容器 F 型を積載すると記載されているが、仕様表には粉末缶容器 F 型に積載する記載がなく、積載することとなっていないことについて説明すること。 ・運搬台車同士の複数ユニットの評価について説明されていない。評価を実施する必要があると考えるが、評価実施の有無を含めて説明すること。 	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-53	<p>【臨界防止について】</p> <p>p2874 枝管の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p2874 下から6行目の「主容器の厚さ制限の範囲内の場合は」とは、どの様な場合のことを言っているのか説明すること。 ・付表1の無視できる枝管の直径について、付図2から読み取れる直径と一致していない理由について説明すること。 	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-54	<p>【臨界防止について】</p> <p>p2870 運搬台車の説明に対して、p2876 の領域間を移動する搬送設備の臨界上の取扱いではp2870の説明では記載されていない運搬台車が第2-2領域で使用することとなっているが、p2870で説明する必要がない理由について説明すること。</p>	参考資料5（p2876）に登場する設備・機器のうち名称に「台車」を含むものはレール上のみを移動する搬送設備であり、参考資料3（p2870）で説明している運搬台車とは臨界評価上の取扱いが異なるため、参考資料3の説明に含めていない。	—
0617-55	<p>【閉じ込め関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機について、平成29年のウラン粉末漏えいを踏まえて、どのように閉じ込め機能を維持するのか説明すること。 	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
0617-56	<p>【安全機能関係】</p> <p>・平成29年のウラン粉末漏えいでは、直接目視することが困難に部位の点検が不十分であったことが事故の原因として報告されている。技術基準第14条第2項では、「安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。」と規定している。今回申請される設備・機器においても、直接目視することが困難な部位はあるのか、また、あったとしても、技術基準第14条第2項に適合しているのか、説明すること。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-57	<p>・p350 研磨屑乾燥機。設備機器内に研磨屑回収釜と焙焼容器に2種類の容器があるが、どちらの容器で乾燥させるのか。研磨屑回収釜から焙焼容器にどのように内容物を移すのか。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-58	<p>・p359 粉末取扱機。破砕機から出てきた粉末は、容器に収納するのか。その場合、容器の種類も含めて、図に明記すること。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-59	<p>・p402 ペレット移載部。焼結ボートからSUSトレイに焼結ペレットを移し替える方法が不明確。p367 圧粉ペレット移載部のような、ペレットを掴んで移す装置があるのか。また、SUSトレイを積み上げる装置は、p404のSUSトレイ搬送部か。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-60	<p>・p409 ペレット供給機。SUSトレイからペレット供給機に焼結ペレットを移し替える方法が不明確。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-61	<p>・p410 センタレス研削盤。ペレット研削個数カウンタA,Bの位置を明記すること。ペレット洗浄用の水はどこから放出しているのか、また、その研削盤等の機器にかかって機能を喪失することはないのか。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-62	<p>・p414 ペレット検査台部。ここで行う検査は、電子上皿天秤による質量測定か。その場合、図面では、ペレットコンベアが電子上皿天秤から離れており、測定できないように見えるが、どのように測定するのか。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-63	<p>・p417 波板搬送コンベア No.1部、No.2部。設備機器名の「波板」とは、図中のペレットトレイのことか</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-64	<p>・p418 ペレット目視検査部。秤で測定する際に、ペレットトレイ-秤間をペレットを移動させる装置はないのか。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-65	<p>【共通1】</p> <p>許可に誤りがあった場合、その内容具体的に連絡すること。併せて、対応方針を説明すること。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-66	<p>【共通2】</p> <p>既認可の施設で、申請内容に誤りがあれば、その内容と対応方針を次回面談で説明すること。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
0617-67	p3 別記 1 三. : 先行申請した施設に※を付しているが、第何次の設工認で申請したのかわかるように記載すること。	拝承。まず、「第4次申請までに許可及び技術基準で求められる全ての設計及び工事の計画について申請し認可を受けており第5次申請で認可を受ける事項がない施設」を施設一覧から削除した上で、第5次申請で認可を受ける必要がある先行申請施設に対して、申請次数別に※の種類を変えて付し、第何次の設工認で申請したのかを明確にする。	—
0617-68	p34 第2加工棟に設置する付属の設備機器（通信連絡設備、火災感知設備、緊急設備等）：仮移設を申請しているが、どのように考えて申請対象設備を記載しているのか説明すること。第5次設工認は最終の申請となるので、復旧工事及び新規規制基準適合に係る設計の申請とセットで記載すること。	最終申請における確認事項①～③のうち、①全体を通じて申請されるべき全ての建物・構築物及び設備・機器が申請されていることを明確に示すために、申請書の入口である申請書別紙においてまず宣言すればよいと考えた結果として、既認可（第1次申請～第4次申請）で申請したものを全て第5次申請の申請書別紙に登場させた。その一環で、既認可で仮移設した施設もこの申請書別紙に加えたことが経緯である。 しかしながら、この考え方は、最終申請で認可を受けようとする範囲（申請対象範囲）のことで最終申請における確認事項のことを混同しており両者の住み分けをきちんと理解していない。最終申請で認可を受けようとする範囲は、申請書別紙の七項に記載する表のとおりに見直し、最終申請における確認事項は、別途まとめる添付書類に展開する。 以上の考え方を整理すると、第5次申請では仮移設を申請対象とすることはなく、仮移設した状態から復旧し本設することが申請対象となり、復旧する施設の設計（位置、構造・強度、機能・性能）及び復旧工事のセットを本文に記載する。 併せて、仮移設した状態での施設の管理番号と復旧本設する状態での施設の管理番号が対になっていることを明確にするために、添1表2-1及び添1表2-3の構成を見直す。	—
0617-69	【屋外消火栓】 申請に係る屋外消火栓に求められる安全機能については、一つの仕様表に記載すること。建物に求められる安全機能と密接に関連するために建物毎にその付属設備として申請するのか、屋外消火栓を付属配管や貯水槽などを含めシステムを一括して申請するのか、整理して説明すること。 他の設備についても、第1次申請から第4次申請で次回以降申請予定としていた仕様表と、第5次申請の仕様表の構成を変更している場合には、どのように整理しているのか説明すること。	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
0617-70	<p>【通信連絡設備】 p757 追第3次 表へー2ー1 第1加工棟 仕様 通信連絡設備 [25.1-F1]:第4段落「所内全体の{8007}{8007-3}・・・」は、今回申請範囲であれば、全文を1重下線(追加申請の場合、全文を2重下線)とすること。 ・「図リー他ー1 2ー(1)」を黄色いマーカとしているが、第3次で認可を受けた範囲の図面を上書き変更しないこと。 ・今回新たに作成した「図リー他ー1 2ー(1)」を第1加工棟の付属設備として第3次申請の仕様表に追記するのであれば、第3次申請の図面と区別がつくように識別して記載すること。(例:「図リー他ー1 2ー(1)・5次」) ・「所内全体の放送性能の仕様を追第4次表ハー2ー1に示す。」と記載しているが、第2加工棟の仕様表を引用している理由を説明すること。第1加工棟の仕様表には、第1加工棟の付属設備として認可を受けようとする範囲を直接記載すること。また、系統図に第1加工棟の付属設備として認可を受けようとするケーブルの範囲明確にすること。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-71	<p>【添付図面】 ・第3次申請で認可を受けた図面については、そのままの記載を維持すること。既認可の図面に誤りがある場合には、別途説明すること。 ・第3次申請で認可を受けた図面と第5次申請で新たに認可を受けようとする図面とが区別できるよう、識別して記載すること。(例:「図リー他ー1 2ー(1)・5次」)この場合、既認可の図面と今回追加する図面で不整合がないようにすること。既認可の図面に誤りがある場合には、事実関係とともにどのように修正するのかについて、次回面談で説明すること。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-72	<p>【欄外注記】 ・p758(17) 第3次申請では「図リー4ー1ー8」として認可を受けているが、第5次申請で「図リー他ー1 2(2)」に修正することによる、第3次申請で認可を受けた内容に与える影響を考え、説明してください。また、どのように修正すればよいのか考えてみてください。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-73	<p>【全体】 ・上記については一例であり、申請書作成の考え方を整理し説明すること。次回面談では、整理した考え方にに基づき、第1加工棟の例で、設計仕様の記載の考え方を再度説明すること。</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—
0617-74	<p>【停電時保持能力】 停電時保持能力〇〇kgが記載されているが、いくつかの設備における記載重量について、それぞれの施設のウランの最大取扱量等と違うが、この「停電時保持能力〇〇kg」の根拠を説明すること。 (例 p729 ペレット保管ラックE型リフター 最大取扱量 酸化ウラン  停電時保持能力  ⇒停電時保持能力はウラン+容器等の取扱い対象物の合計値を上回っている値ということで良いか？</p>	記載事項を整理し次回以降に回答する。	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
0617-75	<p>[ト. 放射性廃棄物の廃棄施設 (part3 221/669)]</p> <p>○第1 廃棄物貯蔵棟 (防護壁又は防護柵 (W1 防護壁))</p> <p>・仕様表 (part3 397/669)</p> <p>→ (p1057) [5. 1-B1] 平板載荷試験結果いくつに対して、$□□$ kN/m² で支持力を設定しているのか。</p> <p>→ (p1058) [6. 1-B1] 第1 廃棄緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1 防護壁) における耐震評価は p1068 欄外の (2) に該当するという理解でいいか。そうであるなら、付番すること。</p> <p>→ (p1068) その他許可で求める仕様として、[99-B4] で F3 飛来物についての仕様を記載すること。</p> <p>・図面 (part4 15/193)</p> <p>→ (p1368) 図面の寸法に括弧がついているのは何を意味するのか。</p>	<p>付属書類2 安全機能を有する施設 (建物・構築物) の地盤及び地震による損傷の防止に関する基本方針書 (p2908) 表 5 1 に記載のとおり、$□□$ kN/m² まで載荷試験を行い、降伏荷重及び極限支持力度に至っていないこと確認したうえで、保守的に $□□$ kN/m² を極限支持力度と仮定して、$qt = □□□□$ kN/m² としている。</p> <p>ご指摘のとおり、注釈 (2) に該当する耐震計算を実施していることを記載しており、補正にて (2) の注釈番号を付番する。また、W3 防護壁 (p1155)、モニタリングポスト No. 1 の基礎 (p1651)、モニタリングポスト No. 2 の基礎 (p1654) にも水平展開を行う。</p> <p>第1 廃棄物貯蔵棟は、F3 竜巻発生時に全崩壊 (倒壊) することを防止するために、F3 竜巻荷重を上回る保有水平耐力を確保する設計としているが、F3 飛来物 (路線バス) には耐えられないことから、事故評価で損傷を考慮していることから記載は省略している。</p> <p>第1 次設工認から第4 次設工認と同様、() 付きの寸法は使用前事業者検査の直接の検査対象とはならない寸法を示し、() なしの寸法は、認可を得ようとする厚さや高さを示している。</p>	—
0617-76	<p>[付属書類2 耐震地盤 (part7 498/866)]</p> <p>○第1 廃棄物貯蔵棟</p> <p>→ (p2892) 「(4) 杭体の強度評価結果」について、発生軸力の最小が「最大曲げモーメント発生時に許容応力度範囲となる軸力の範囲」に収まっていないが、判定は○でいいのか。</p>	<p>ご指摘の数値については計算過程の数値を記載しており、補正で適切に修正する。</p>	—